

令和6年度第2回 新宿区労働報酬等審議会 議事概要

開催日時 開催場所	令和6年11月7日(木) 午後2時から 新宿区役所本庁舎4階 401会議室(入札室)
出席委員	松尾紀良 会長 石川光子 副会長 西郷直紀 委員 吉田一雄 委員 八木信男 委員 角谷美樹 委員
次 第	1 開 会 2 諮 問 3 議 事 (1) 令和7年度労働報酬下限額について (2) 労働環境モニタリングの実施状況について (3) その他 4 その他 5 閉 会
議 事	(契約管財課長) 定刻になりましたので始めさせていただきます。只今から新宿区労働報酬等審議会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます総務部契約管財課長の井上です。本日は令和6年度第2回目の労働報酬等審議会です。諮問および議事に入るまでの間、事務局の進行で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。 それでは恐縮ですが、座って進めさせていただきます。お手元に本日の次第をはじめ資料を配布しています。内容を確認いたします。 まず資料1「新宿区労働報酬等委員名簿」、次に資料2「令和6年度労働報酬下限額について(答申)」、次に資料3「令和6年度第1回新宿区労働報酬等審議会議事概要」、次に資料4「令和7年度労働報酬下限額の設定について」、次に資料5「令和6年度委託契約最低賃金一覧」、その次に資料6「労働環境モニタリングの実施状況について」、以上となります。不足の資料はありませんか。もし不足の資料がありましたら、お申し出ください。 続きまして、本日の会議の定足数を確認いたします。会議の成立には委員6名の過半数4名以上の出席を必要としています。本日は委員の皆様全員にご出席いただいています。新宿区公契約条例施行規則第8条の規定に基づきまして、本日の会議は成立いたしていますことをご報告申し上げます。それでは、これからの議事につきましては、松尾会長に進めていただきたいと思います。松尾会長、よろしくお願い申し上げます。 (松尾会長) それでは次第に沿って進めさせていただきます。はじめに本日の議

	事にあります諮問について、事務局からお願いいたします。 （契約管財課長）事務局です。それでは、区長からの諮問について総務部長からお渡しいたします。総務部長、会長の前までお願いいたします。 （契約管財課長）それでは諮問をお願いいたします。 （総務部長）新宿区労働報酬等審議会、会長松尾様、新宿区長吉住健一。令和6年度第2回新宿区労働報酬等審議会への諮問について。新宿区公契約条例第8条第2項の規定に基づき、下記の事項について審議会に諮問します。諮問事項「令和7年度労働報酬下限額の設定について」、よろしくお願いいたします。 （松尾会長）只今、区長からの当委員会への諮問を総務部長からいただきました。お手元に諮問文が届いているかと思いますが、確認をお願いします。この諮問に基づきまして、委員の皆様方のご意見をいただきながら、十分に審議を行い、答申をまとめたと思いますので、よろしくお願いいたします。なお、この諮問に対する答申の検討にあたっての労働報酬下限額の基本的事項や考え方につきましては、後ほど事務局より説明があります。 それでは議事に入ります。本日の議事について、事務局から説明をお願いいたします。 （契約管財課長）事務局です。まず諮問事項にある「令和7年度労働報酬下限額の設定」について、資料に沿ってご説明いたします。ホチキス留めの資料4をご覧ください。「令和7年度労働報酬下限額の設定について」です。まず1つめ、工事請負契約です。（1）には新宿区公契約条例の根拠条文を記載しています。条文の内容につきましては、説明を省略いたします。（1）の「ア 労働者等・一人親方について」の方策です。①ですが、農林水産省、国土交通省が令和6年2月に発表しました東京都における公共工事設計労務単価の48職種については、令和7年度の新宿区労働報酬下限額をそれぞれの単価に90/100を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額となった場合、その単価をもとに算出するとしまして、この今後以降については、令和7年2月に改めて公共工事設計労務単価が公表されますので、それに基づいた単価に算出するというものです。②ですが、農林水産省及び国土交通省が令和6年2月に発表した東京都における公共工事設計労務単価のうち、設定されてない職種があります。「タイル工」、「屋根ふき工」、「建築ブロック工」の3職種につきましては、令和7年度の労働報酬下限額を「タイル工」については「内装工」、「屋根ふき工」については「板金工」、「建築ブロック工」については「石工」の単価に90/100を乗じて得た額とするものです。ただし、下記以降については①と同じです。 1番下の3行の説明ですが、公共工事設計労務単価は公共工事の積算に用いる単価として、農林水産省と国土交通省は公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種ごとに調査し、賃金実態を正しく反映させた単価です。 裏面をお願いいたします。平成28年度以降、「新宿区が発注する契約に係る
--	---

	労働環境の確認に関する要綱（公契約条例の前身の要綱）」、または、「新宿区公契約条例」に基づく労働報酬下限額につきましては、公共工事設計労務単価の 90/100 を乗じて得た額として、労働者等における適正な労働環境を確保してきたところです。この労働報酬下限額を 90/100 を乗じていた金額とした理由について、仮に公共工事設計労務単価をそのまま労働報酬下限額（100/100 という意味）とした場合は、受注者等が労働者等の技術や経験で賃金差を設ける際、受注者等に負担がかかる恐れがあるためです。このことを踏まえて、今年度、令和 6 年度同様、令和 7 年度の新宿区労働報酬下限額については、東京都における公共工事設計労務単価に 90/100 を乗じて得た額とする方策が考えられるところです。なお書き以降ですが、下に東京都における公共工事設計労務単価に 90/100 を乗じて得た金額を記載しています。 3 ページをご覧ください。まず、【参考 1】ですが、「条例（公契約条例の前身である要綱）に基づく労働報酬下限額の設定状況」を記載しています。平成 22 年度から 26 年度までは 80/100、27 年度が 85/100、28 年度以降、先ほどご説明いたしました通り 90/100 を乗じて得た額としています。 【参考 2】ですが、「公共工事設計労務単価に対する契約業者（対象契約が 2000 万円以上）の労務単価の割合」を記載しています。1 番上の表が令和 6 年 4 月から 9 月まで（今年度上半期）となっています。総契約件数が 61 件となっていて、90 から 95%未満が 29 件で 47.5%、95 から 100%未満が 17 件で 27.9%、100 から 105%未満が 8 件で 13.1%、105%以上が 7 件で 11.5%、このような構成比になっています。右側には 95%以上と 100%以上の割合をそれぞれ記載しています。その下の【参考】には、昨年度の契約に基づいた件数を記載しています。総件数 80 件でして、90 から 95%未満が 34 件で 42.5%、95 から 100%未満が 21 件で 26.2%、100 から 105%未満が 12 件で 15.0%、105%以上が 13 件で 16.3%となっています。 続きまして、労務単価割合における業種の分布というところで、これが昨年度までの資料に無い記載となっていて、それぞれの業種ごとを記載して一覧にしています。90 から 95%未満の 34 件の業種が建築、電気、道路舗装、造園、一般土木、給排水、運動器具設置、運動場施設、空調、下水道、シャッター、防水となっていて、それぞれ業種ごとの件数を記載しています。95 から 100%未満、100 から 105%未満、105%以上のそれぞれの業種ごとの件数を記載していますので、参考にしていただければと思います。 【参考 3】ですが、「令和 6 年度の都内公契約条例制定自治体における公共工事設計労務単価の設定状況」です。ご覧いただくと、世田谷区を除きまして 90/100 を乗じて得た額ということで 90%となっています。 恐れ入ります、1 ページ、おめくりいただきまして 4 ページの方です。＜②の説明＞というところで、先ほどの東京都の公共工事設計労務単価で設定されてな
--	--

	い職種のことをご説明しましたが、それについての説明書きになっています。 「タイル工」や「屋根ふき工」、「建築ブロック工」については、十分な有効標本数が確保できないことから、東京都においては設定されていない状況で、それぞれ職種の内容に近いものを用いて、労働報酬下限額を算定しています。＜②具体的な金額＞というところで、「タイル工」については、「内装工」を採用しまして28,170円、「屋根ふき工」については、「板金工」を採用しまして29,160円、「建築ブロック工」については石工を採用しまして28,260円という金額を設定しています。「イ」にて、「未熟練工、また年金等の受給のために賃金を調整している労働者」についての考え方を記載しています。【考えられる方策】としては、令和7年度の新宿労働報酬下限額を東京都における公共工事設計労務単価の職種のうち、軽作業員の単価に70/100を乗じて得た額とするものです。下の説明ですが、公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査においては、対象外として取り扱われている見習い・手元等は、各種の専門の職人の補助的作業・手伝いを行う作業員となっています。東京都における公共工事設計単価における職種においては、軽作業員に近い業務内容となっていると考えています。そのため、見習い・手元等の労働者における令和7年度の新宿区労働報酬下限額については、東京都における公共工事労務単価の職種“軽作業員”をベースにして、令和6年度同様に70/100を乗じて得た金額とする方策が考えられるというもので、具体的な金額は下の表にある通り、12,300円となります。 5ページですが、【参考】としまして、「令和6年度の都内の公契約条例制定他自治体における未熟練工等の労働報酬下限額の設定」状況について記載しています。足立区は72%になっていますが、それ以外については「軽作業員」の70%となっています。 1ページおめくりいただきまして、6ページです。こちらは「業務委託契約・指定管理協定」になっています。「(1)新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方」というところで、一番上の大きな四角が公契約条例の根拠条文、第8条1項2号を記載していますのでご確認ください。その下ですが、この条例の条文の考え方を記載しています。当該各号に定める額、その他の事情、両方を勘案して定めるとなっておりまして、当該各号に定める額、その他の事情、どちらか一方を基準とするものではないという具体的な考え方を記載しています。 下の【考えられる方策】のところで、「①業務委託契約および協定（ただし郊外施設は除く）における令和7年度の新宿区労働報酬下限額を1時間あたり1,445円とする」としており、この説明書きは隣の7ページにあります。計算式をご覧ください。今、特別区の人事委員会の月例給の給与勧告が出ているのは行政職（一）だけですので、行政職（一）の月額給料の引き上げ額を基にした金額を記載しています。金額は177,300円となっておりまして、これに地域手当20%を足して、それに12ヶ月を乗じて得た額を分子とします。分母が純
--	--

	労働時間となっておりまして、38時間45分に52週を掛けたもの（年間総労働時間）から、7時間45分に祝日法に定める祝日の16日と令和5年度の新宿区職員の平均有給取得日数16日を足した日数分を掛け、この数字を年間総労働時間から引いています。そうすると分子が2,553,120円、分母が1,767時間として、これを計算しますと1,444.8896となり、繰り上げて、1時間当たり1,445円として計算しています。 新宿区労働報酬下限額は、当該業務に従事する労働者等に対して、支払われるべき報酬の下限額です。業務委託等は、受注者が区の代わりに区の業務を行うものであることから、新宿区労働報酬下限額の決定にあたっては、区職員の技能系高卒での初任給である行政職（二）1級19号給をベースにするものです。 なお、現時点では特別人事委員会勧告に基づく行政職（二）の引き上げ額が確定していないため、行政職（一）と同額の引き上げ額（23,900円）と想定しまして、労働報酬下限額を算出したものが上の算式です。なお、行政職（二）の勧告については、例年11月の中旬以降に出る予定ですので、第3回に正式に行政職（二）の勧告がありましたら、それに基づいた金額を改めてお示しします。 「また」以降ですが、令和5年度同様に有給休暇取得日数を考慮して、労働報酬下限額を算出しています。有給平均取得日数については、令和5年度における新宿区職員の有給休暇平均取得日数である16日を参入しています。以上を踏まえて、令和7年度の新宿区労働報酬下限額を令和6年度より200円引き上げて、1,445円というのが事務局の案となります。但し書き以降は、先ほど申し上げました行政職（二）の給与勧告が出たら、また改めて第3回でお示しします。 続きまして、6ページの【考えられる方策】の②をご覧ください。指定管理施設のうち、郊外施設、神奈川県箱根町にある中強羅区民保養所と山梨県北杜市にある区民健康村、長野県立科町にある女神湖高原学園に対する労働報酬下限額の設定についてです。まず金額から申し上げますと中強羅区民保養所は1,444円、今年度と比較しまして291円の引き上げです。区民健康村については1,228円で、今年度に比べますと250円の引き上げとなっています。女神湖高原学園については、1,240円で252円の引き上げとなっています。この考え方については、恐れ入りますが、資料4の14ページをご覧ください。金額の説明を記載しています。②の説明ですが、区民の保養施設、宿泊施設として、次の3施設を運営しており、これらの施設は指定管理者制度を導入しています。先ほど申し上げました区民保養所としては、中強羅区民保養所「箱根つつじ荘」、区民健康村「グリーンヒルハヶ岳」、区外学習施設として女神湖高原学園「ヴィレッジ女神湖」、この3施設があります。下の説明書きですが、新宿区公契約条例制定以前は、指定管理制度の中で労働者等に最低賃金額以上の報酬を支払うといった運用しており、労働者等の労働環境を適正に確保していたところです。また、公契約条例制定後については、令和4年度までは各県の最低賃金額を労働報酬下限額としていました。令和5年度から令和6年度までは各県の最
--	--

	低賃金額を基準とし、さらに例年１０月に最低賃金額が引き上げられることを見込み、前年の最低賃金額の増額分と同額を加えた金額としてきました。しかし、令和５年度、令和６年度とも地域最低賃金が、毎年度、史上最高の上げ引き額になったことで、その当該年度の１０月になると、最低賃金と労働報酬下限額が逆転する現象が２年続いていました。今回、第１回で考え方を変更するというお話をしました。労働報酬下限額と最低賃金が逆転すると、当然最低賃金の方が優先、法律が優先しますので、労働報酬下限額を設定する全く意味がなくなってしまいます。今回のこの下限額の設定についての考え方は、説明書きの３行にありますが、「令和７年度においては、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額と東京都における地域別最低賃金額の格差率に令和７年度の新宿区労働報酬下限額を乗じた金額としたもの」としました。計算式で区民健康村「グリーンヒル八ヶ岳」の例を挙げています。令和６年１０月から適用されている山梨県の最低賃金９８８円に対して、東京都における令和６年１０月からの最低賃金１，１６３円で割り、さらに新宿区における労働報酬下限額１，４４５円を乗じるというものです。この計算式を用いると、区民健康村については１，２２８円、箱根つつじ荘については、神奈川県最低賃金が１，１６２円と東京都と１円しか違いませんので、箱根つつじ荘における令和７年度労働報酬下限額は１，４４４円となります。ヴィレッジ女神湖については、長野県の地域別最低賃金が９９８円となっていますので、９９８円から１，１６３円で割り、１，４４５円を乗じて得た額が１，２４０円となっています。このように最低賃金額の引き上げ幅というものは採用せずに、ベースとなるのはあくまで新宿区における労働報酬下限額、それに最低賃金の割合を乗じて得た額としました。 恐れ入りますが、７ページへ戻ります。一番下の【参考１】をご覧ください。「要綱又は条例に基づく最低賃金水準額の推移」にて、令和元年度以降の新宿区の労働報酬下限額が記載されています。令和元年度の１，０２０円に始まり、令和２年度から令和３年度は据え置きを挟みまして、令和４年度が１，０８０円、令和５年度が１，２０２円、令和６年度が１，２４５円、そして今年度は１，４４５円を提案いたします。 恐れ入ります、８ページへお進みください。【参考２】としまして、先ほど申し上げた「東京都におきます最低賃金額の推移」を記載しています。令和元年１０月の１，０１３円に始まり、令和２年度が据え置き、令和３年度が２８円の引き上げで１，０４１円、その後は３１円の引き上げで１，０７２円、令和５年１０月が１，１１３円、そして令和６年１０月から１，１６３円、このようになっていまして、前年との差額が毎年度上がっているという状況を鑑みて、先ほどの郊外施設にあたっては、この引き上げ額をベースにした算出というのは止めました。 【参考３】が「人事院勧告の主な概要」でして、（２）の３行目の後ろの方を
--	---

	ご覧ください。国は、「一般職試験（高卒者）に係る初任給を21,400円引き上げ」としています。 【参考4】は「令和6年東京都人事委員会勧告の主な概要」でして、同じく（2）の2行目をご覧ください。初任給のうちⅢ類をご覧くださいと、東京都はⅢ類を27,900円の引き上げとしています。 【参考5】が「特別区人事委員会勧告の主な概要」でして、同じく（2）の2行目で、初任給Ⅲ類で23,900円の引き上げとなっています。この23,900円の引き上げというのを今回採用しまして、1,445円という金額を算出しました。 【参考6】は、「都内公契約条例制定自治体の令和6年度労働報酬下限額の設定状況」となっておりまして、これについては資料5、A4横使いのものをご覧ください。水色で着色されているのは、公契約条例を制定している自治体です。それぞれ千代田区、新宿区、墨田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、北区、足立区、江戸川区が公契約条例自治体になっておりまして、それぞれの令和6年度の労働報酬下限額、最低賃金額というのを記載しています。千代田区が1,200円、新宿区が1,245円、墨田区が1,210円、目黒区が1,191円、世田谷区は1,330円、渋谷区は1,240円、中野区が1,310円、杉並区が1,231円、北区が1,191円、足立区が1,219円、江戸川区は1,220円、このような状況になっています。 恐れ入りますが、資料4の9ページへお戻りください。【参考7】ですが、「令和5年度委託契約における労働報酬下限額」のうちで1時間あたりの下限額ごとに、それぞれの件数を記載しています。総件数が301件となっており、1,202円（昨年度の下限額）は59件で19.6%に始まり、2,001円以上は25件で8.3%までとなっています。平均値は1番下の行の一番端に記載していますが、1,445円となっています。 恐れ入ります、1ページをおめくりください。先ほど、今回の資料として工事で業種ごとの分布をお出ししたしましたが、委託契約についても、今回業種ごとの分布というものをお付けしました。1時間あたりの下限額が1,202円では59件、業種の内訳は福祉サービス、給食調理に始まりまして、廃棄物処理、保健業務に至るこれだけの業種で、それぞれの件数を記載しています。1番下の2,001円以上をご覧くださいますと教育支援、通信施設保守に始まり、1番最後は福祉サービス、給付業務となっており、25件が2,001円以上の労働報酬下限額となりました。合計は301件となっています。 【参考8】については、「新宿区における入札状況」として、令和5年度の落札率を記載しています。入札全体で申し上げますと工事が88.78%で138件、委託が83.39%で448件、物品が86.50%で136件となっています。このうち区長契約のみに絞ると、工事が61件で89.08%、委託が104件で86.71%、物品が35件で90.23%となります。公契約条例
--	--

	対象のみに絞ると、工事は区長契約のみと同じ件数、パーセントになっており、委託については８６件で８７．６７％となっています。それぞれ落札率の分析もその下の表で行っています。まず工事で、７５％未満を見ますと１３件で ９．４％、それぞれの業種が、電気、道路舗装、発電設備、運動場施設、道路標識、道路標示となっています。１番上が９５％以上１００％以下で５４件、 ３９．２％、業種の内訳がそれぞれ記載されています。その下の「主要６業種の平均落札率」というのもお付けしています。まず、建築が４２件で平均落札率が ９１．５６％、電気については２５件で７８．３８％、空調が２０件で ９５．４８％、給排水が１１件で９４．６８％、道路舗装が１１件で ９４．３２％、造園が８件で８９．６６％となっています。電気の業種が非常に低いというところがお分かりいただけるかと思います。それ以外については、造園が８９．６６％ということで９割を若干下回っていますが、それ以外については９割を超えている落札率になっています。 １ページをおめくりいただきますと、今度は委託の業種ごとの落札率の分布状況を記載しています。隣のページに５０％未満というところがありまして、これが１５件で３．５％とあります。講座等運営に始まり、翻訳まで、それぞれの件数を記載しています。９５％以上１００％以下が１０１件で２２．５％、運送、廃棄物処理に始まり、通信施設保守、福祉サービスに至るまで、それぞれ１０１件の内訳を業種ごとに記載していますので、ご参考にしていただければと思います。 なお、１３ページには物品の方の落札率もそれぞれの業種ごとに記載しています。１番下の７５％未満が２０件で１４．７％、賃貸借から物品購入、それぞれの件数を記載しています。１番上が９５％以上１００％以下が４７件で ３４．６％になっていまして、賃貸借から物品購入、さらに物品購入の内訳もそれぞれの件数を記載しています。 恐れ入りますが、Ａ４横使いのこちらの資料をご覧ください。これ、第１回の労働報酬等審議会で本年１月９日の答申にありました連帯責任条項と職種別下限額について、第１回の当審議会で各区の状況を聞いてほしいとの要望を受け、資料をお出ししますとお話をさせていただきました。私どもの方で聞き取れる範囲内で調査した結果です。まず、「連帯責任条項について」にて、まず導入の経緯を確認しました。「先行して公契約条例を制定していた自治体の例を参考にした」という自治体もありました。また、「関係団体と意見交換を行い、検討した結果、導入した」という自治体もありました。また、「区長からの指示」という回答もありました。また、「受注者としての責務を認識してもらうために導入した」という回答も得たところです。具体的に連帯責任条項を適用した事例等はあるのかという聞き取りでは、多くの自治体ではこの条項を適用した事例はありませんでしたが、１区だけ「下請けから申し出があり、最終的には元請けから適切に支払った」という回答を得ているところです。
--	--

	もう1つありまして、「職種別下限額について」です。導入の経緯について、聞き取り調査を行った結果、「職安（ハローワーク）の賃金を参照して下限額を設定しているため、結果として職種別になった」という回答がありました。また、「審議会の中で委員の方から意見があって、導入することになった」という回答もありました。また、「保育士については人材難であり、職種別を導入すべきと判断した」という回答も得られました。実際にどのように職種別の運用しているのかという点も確認しまして、「報告書を出してもらって確認しています」という回答がありました。また、「チェックシートにより確認している」というところもありました。また、「事業者からの申告になり、確認している」という回答も得たところです。大変雑駁ですが、資料4、および資料5の説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 （松尾会長）ありがとうございました。今の事務局からの諮問事項についての説明について、質問等がありましたらお願いいたします。 はい、角谷委員。 （角谷委員）まず資料のところで確認ですが、資料4の2ページに公共工事設計労務単価の9割の額を記入しているところです。ブロック工は石工の金額を当てはめるとありますが、そうすると26,280円ではなく、28,260円になると思います。4ページに具体的に建築ブロック工は石工を当てはめるとなっているかと思うのですが、いかがでしょうか。 （契約管財課長）2ページの表の「07 石工」が28,260円になっていますので、これを採用しています。 （角谷委員）ブロック工が26,280円ですか。 （契約管財課長）建築ブロック工は東京都における地域別最低賃金でこの職種が設定されていませんから、この表でいう「07 石工」の金額を持ってきてまして、それを横引きで4ページに記載しています。 （角谷委員）失礼しました。私の読み間違いです。 それと、資料5の東京の各自治体の動向を記載したのですが、連帯責任条項について文京区は無しで、墨田区が有りになっていますが、これは逆でしょうか。 （契約管財課長）文京区は、令和7年4月1日から施行するとなっており、まだ施行していないものですから無しとさせていただきました。 （角谷委員）成立はしていますよね。 （契約管財課長）成立はしていますけれど、まだ適用していないという点で無しにしています。説明が足りなくてすみません。 （角谷委員）条文の読み込みとして、連帯責任条項については有りに分類されるのではないのでしょうか。 （契約管財課長）あくまで私どもは、すでに施行されている条例を基にして、こちらに記載しています。文京区の公契約条例は来年の4月1日から施行になりま
--	---

	す。そのため、まだ無しという記載にしました。注意書きが足りなかった部分もありますが、あくまで現時点で有効であり、効力が発生している条例の中で、有りか無しかということを記載しています。説明が足りなくて申し訳ございません。 （角谷委員）：逆に、墨田区は有りとなりますが、無しではないでしょうか。 （契約管財課長）墨田区の公契約条例に別表があり、別表の約定事項ということで、「労働報酬に係る受注者の連帯責任」というものが載っています。この内容を申し上げますと「受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払うべき労働報酬を支払わないとき、又は受注関係者が支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該受注関係者と連帯して当該労働者に対し、当該労働報酬に相当する金額又は労働報酬下限額と当該支払った労働報酬の額との差額に相当する金額が支払われるよう、必要な措置を講じなければならない」という規定がありまして、今回は有りとさせていただきます。 （角谷委員）条文の解釈の違いだと思いますが、私ども全建総連東京都連集計表の中では無しとなっていたので、お伺いしました。 （契約管財課長）別表で連帯責任条項というものをしっかり謳われていましたので、有りとさせていただきます。 （角谷委員）失礼いたしました。 （松尾会長）よろしいでしょうか。他に質問がある方はいますか。はい、八木委員。 （八木委員）資料４の７ページの一番上の計算式に関して、先ほど郊外施設の計算方法を変えたという話がありました。新しく計算式を作ったということで、金額の設定の仕方において、非常に合理的な根拠ができたと思っています。事務局の努力に敬意を表したいと思います。 以前から、期末手当をどうするかというお話があります。来年また春闘が５％という数字が出ている中で一定程度行くとは思いますが、先ほど説明がありましたとおり、受託者は区の業務を代わりに担っているという位置付けから行くと、やはり期末手当の問題も避けて通れないと思います。この計算式の１番右側の１２ヶ月に期末手当分を加算していくと、自然と上がっていく感じがします。是非、今後の検討課題にさせていただきたい。青天井に上がらないとは思いますが、あと１３、１４と乗せていくことを、今後の検討課題にしたいという考えを表明させていただきます。 また、落札率の問題を議論していますが、全般的に見て、同じ職種でも落札率が９０％以上だったり、７０％以上だったりして、率直なところ、我々はもう少し職種的な違いが出ると思っていました。詳細な業務内容は違うのかもしれませんが、この違いはどのように分析されていますか。 （契約管財課長）まず委託の方で申し上げますと、落札率が高いのは専門性が高い業種であり、専門性が高くないところは、落札率が少し低めに出てくるのでは
--	---

	ないかと思っています。私どもは、この数値をまとめる中でそのように認識しています。 （八木委員）そうなると、専門性がそれほど必要とされていないところというのは、逆に言ったら、入札不調も含めて、業者がその公契約の中に入っていないという実態があると思いますが、逆にその理由はどう思いますか。再三申し上げますが、そもそも金額設定が渋いのかなと思います。業者も意外と民間で収益を上げて、官公庁の仕事はあんまりだとよく言われます。実際、その辺の数字が微妙に滲み出ているのかなと思いますが、その辺の考えはいかがですか。 （契約管財課長）役務の提供を主たる内容とする委託契約については、最低制限価格というものを予定価格の75%から92%までの範囲内で設定しています。それ以下のものについては自動的に失格にする扱いにしていますので、ダンピング受注について防止しています。役務の提供を主たる内容としないものについては、最低制限価格を適用していないので、予定価格の75%を下回ったとしても最低価格であれば落札となる状況です。今回お示ししたように、業種がいろいろなところに分布してしまっていて、この分析をするためには全ての仕様書を読み込まないといけません。今回はどの業種で低めの落札率が出ているかという点をお示しさせていただきました。今年度はこのようにお示ししまして、来年度以降は事務局で委員の皆様により分かりやすい資料作りについて検討していきます。 （松尾会長）他に質問、ご意見等も含めて、何かご発言がある人はいらっしゃいますか。 はい、角谷委員、お願いいたします。 （角谷委員）また、工事に戻ります。国土交通省から公共工事設計労務単価が公表されていない職種の件で、昨年も申し上げましたが、国交省関東地方整備局の方で指標、参考資料というのを出しています。これは一つの客観的な数値だと思います。現状、スライドして当てはめるより、金額が下がるので、それはどうなのかということはあると思いますが、一方で客観的で公的な数値として良いと思います。実際この近い職種を当てはめた内容で新宿区は工事の積算をやっているというふうに伺ってはいるのですが、関東地方整備局のほうでは少ないですけど参考値として取れた調査の数値を基にホームページで公表しています。労働報酬下限額は、あくまで下限額なので高ければいいというものではなく、実効性があるものをとということで、それでもいいのかなと考えたりもしますが、皆様のご意見をお願いいたします。 （契約管財課長）事務局の考え方を申し上げますと、まず関東地方整備局が出しているものは、関東地方整備局の管内のもので、その標本はどこに分布するものかと考えますと、おそらく東京都ではありません。そのことから東京都における公共工事設計労務単価には設定されていないという状況ですので、有効な標本数と言えるのか疑義があります。そのため、私どもはあくまで1番近い職種を採用して設定している状況です。
--	--

	（八木委員）できれば有効な方策や数字について、本当に適切なのかというところも含めて、審議会で突き詰めていきたいですね。 （松尾会長）それはデータや資料として示すことができますか。 （契約管財課長）そこは事務局で分かります。第3回の審議会にて、関東地方整備局が公表しているこの3職種の金額を資料としてお出ししますので、ご審議いただくということでしょうか。 （角谷委員）タイル工については東京都では26,200円、建築ブロック工については27,200円となります。 （契約管財課長）安いんですね。 （角谷委員）そうなのです、今より下がってしまいます。なお、実際の積算ではあまり使わないので、屋根ふき工は関東地方整備局でも設定していないというお話でした。 （契約管財課長）そうすると屋根ふき工だけは近い職種で採用するしかありません。角谷委員から話がありましたが、資料4の4ページにあるこの3職種のうち、関東地方整備局にはタイル工と建築ブロック工はあります。一方で、屋根ふき工は、関東地方整備局の下限額、公共工事設計労務単価にはありません。そうすると、この3職種のうち、タイル工と建築ブロック工は関東地方整備局の数字を参照して、屋根ふき工だけは近い職種を採用するというのが、いささかバランスを欠くのではないかと思います。東京都において、この3職種の公共工事設計労務単価は設定されていませんので、バランスを取るべきです。事務局としては、2つの職種だけ関東地方整備局の数字を参照するのはあまりよろしくないと考えています。 （角谷委員）昔、公表されていた時代に、他の職種の平均の上がり率を掛けてという自治体も多いですけど。難しいところですね。 （契約管財課長）第3回の審議会では、この2職種の金額を示す資料をお待ちしますので、ご審議いただきたいと思います。 （松尾会長）では、この問題は次回に資料が出てきたところで議論するというところでよろしいですか。何でも良いので、他にご意見、ご質問がある方はいますか。どうぞ。 （角谷委員）工事ばかり触れてしまって申し訳ございません。未熟練工のところでは、当初、先行して設定している自治体の横並びで、未熟練工の労働報酬下限額を軽作業員の70%という設定をしている自治体が多いのですが、今期、多くの自治体で、これでは低いのではないかと議論がたくさんされています。具体的には江戸川区、文京区、墨田区、中野区、杉並区において、今年度、審議会の中でそのような議論が始まっているので、私の意見としては新宿区でも議論をした方がよいと思っています。まず、未熟練工等は、見習工だけではなく、年金等の受給のために賃金を調整している労働者を含むということですが、実際、在職老齢年金の支給停止額が上がっているということもあるので、実質的には見習
--	--

	いを対象とした基準になろうかと思います。そうすると、若くして未経験で入職してくる人の労働報酬下限額をいくらにするかというお話になるかと思いますが、それぞれ鳶は鳶の熟練工になろうとして入ってくる、型枠工は型枠工になろうとして入ってくる。機械的に何年で熟練工になるかっていうところは難しいところではあります。この軽作業員の70%でいいのかというところについて改めて検討すると、国土交通省の設計労務単価の各作業内容を示している資料で、軽作業員については、主として人力による軽易な作業を行うこととし、草むしりや散水とか軽易な小運搬となっています。本来であれば各職種の何%減額したものというのが最良というところはあると思いますが、それですと今の設定より金額としての差額があまりにも大きくなってしまいますので、せめて普通作業員の70%に改善するのはどうかというお話です。普通作業員も作業内容は国土交通省で示したものには補助的業務とありますが、基本、軽作業員と普通作業員の大きな違いは、肉体条件を有しているかというところで、肉体労働の有無です。建設業の若手入職者の課題は、国も認識していますが、建設業の従事者は、2020年に503万人だったものが、2023年には483万人と減ってはいるものの、65歳以上は47万人から81万人に増えています。要は65歳以上の方が引退をせず、現場にとどまって建設産業を支えているという実態があります。若手日本人で入職者が進まないと産業としても成り立ちませんので、今回、委託の下限が1,445円との案が出ていますが、建設現場は高所作業もあれば、暑い中、寒い中、危険な中、いかに若年層の入職者が確保できるかという課題があります。現実的には時給1,540円では人が来ないので、もっと支払われているのではないかと考えると、労働報酬下限額の引き上げが妥当なのではないかと思います。是非、吉田委員をはじめ、皆様のご意見をいただきたいと思っております。 （松尾会長）吉田委員、お願いいたします。 （吉田委員）実際、現場を動かしている者からすると、あまり未熟練工や軽作業員という意識はありません。あくまでも単価を積み上げる時の区分ですが、確かに角谷委員がおっしゃるように、ここまで労働報酬下限額を下げるのは実情に合わないと思います。そのまま作業員の方に支払われているかどうかは別として、支払うほうとしては1人あたり同じような金額を払わなければなりません。例えば10人いたとして、そのうち何人かは未熟練工とするとか、そういった決まりがあるのか考えたことがないので分かりませんが、現実にはそんなに差はなく支払っていると思います。 （契約管財課長）事務局からよろしいですか。 まず角谷委員からお話がありました件については、第3回到令和5年度の労働環境確認報告書のうち、工事請負契約の中で必ず職種ごとに下限額が記載されていますので、それを資料としてお出しします。軽作業員について実際にいくら支払っているか、私どもが把握している金額をお出しします。そちらでまたご議論いただくということをお願いできますか。
--	---

	(松尾会長) 資料がないと議論ができませんね。 (契約管財課長) ベースとなる数字がないと、ご審議いただけないと思いますので、第3回に令和5年度の数字を出します。職種を軽作業員と設定して、労働環境確認報告書に記載している事例は少ないと感じますが、まず令和5年度と令和6年度上半期分の全てを調べまして、軽作業員のデータがありましたら資料としてお出ししますので、そちらにてご審議いただくということをお願いいたします。 (松尾会長) 分かりました。この問題は次回の資料が出たところで審議することにしましょう。他に何かありますか。なければ、他の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。分かりました。 それでは次の議題に移ります。議題の2つめですが、「労働環境モニタリングの実施状況について」です。事務局の方から説明をお願いいたします。 (契約管財課長) 事務局です。それでは、資料6をご覧ください。今年度、人員やポスト数を指定した業務委託契約のうち、受託した3事業者に対してモニタリングを実施することを、第1回の労働報酬等審議会でご報告いたしました。第2回には中間報告を出すということを申し上げましたが、事務局のほうでもなにぶん初めてなものですから、非常に手間取ってしまい、なかなか進捗がありません。資料6に沿ってご説明いたします。この「労働環境モニタリングの実施状況について」ですが、委託事業者は東京都社会保険労務士会です。委託契約の履行期間は令和6年7月19日から令和7年1月31日までとして実施しています。「3 調査対象事業者と調査状況」ですが、1件目の事業者はA社となり、契約案件名は「新宿区安全安心パトロール隊業務委託」です。こちらについては、すでに調査を承諾し、労務関係の書類も提出していただいています。現在、東京都社会保険労務士会が内容確認しているところで、近々、実際のヒアリングも行われる状況です。2件目はB社となり、契約案件名は「新宿区立産業会館管理業務委託」です。こちらについては、調査はご承諾いただいています。現在、区に提出する労務関係の書類を準備中であると確認しています。書類が提出され次第、東京都社会保険労務士会に内容確認を依頼します。3件目の事業者はC社となり、契約案件名は「窓口案内等業務委託（健康部）」です。調査は承諾済みで、資料作成時はまだ準備中でしたが、労務関係書類の提出もすでに提出いただいています。そのため、こちらで至急、電子データ化しまして、社会保険労務士会に書類の内容確認を依頼します。2件目のB社だけはまだ提出していないので、改めて私の方から確認いたします。「4 今後の予定」ですが、労務関係の書類について社会保険労務士会から確認が行われた後に、次の項目について実施していきます。まず、事業者の労務担当者、人事担当者へのヒアリングを行います。次に事業者への調査結果の報告、改善方法について、社会保険労務士会から区へ提案を受ける予定で、その後に事業者における改善着手を確認いたします。最後に東京都社会保険労務士会から区へ最終評価及び報告書の提出を受ける
--	---

	となっていて、第3回では少なくとも「3－(1)」のA社については、中間報告ができるものと考えています。それ以外の2事業者についても、第3回に間に合わない場合は、必ずデータで委員の皆様にはお示しする予定です。以上となります。よろしくお願いいたします。 (松尾会長) ありがとうございます。只今、説明について質問のある方、いらっしゃいますか。質問やご意見があれば出していただきたいと思います。八木委員、どうでしょうか。 (八木委員) 専門的なことなので、石川副会長から何か一言いただきたいと思います。 (石川副会長) 委託期間が1月31日までということで、現時点で報告が来ていないということですが、報告の予定はいつ頃なのでしょう。 (契約管財課長) 最終的な報告書は履行期限である1月の予定ですが、その前に社会保険労務士会から中間的な報告書の提出を受けた場合は、第3回の審議会にお示ししたいと思っています。特に(1)のA社については、近々ヒアリングに入り、その結果がある程度まとまると思いますので、その結果を第3回にお示ししたいと思っています。B社とC社については、おそらく間に合わないとは思っていますが、提出され次第、委員の皆様にはメール等でご報告させていただく予定です。 (石川副会長) この事業者の労務担当者、人事担当者のヒアリングというのは、これは社労士会の方から指定しているのですか。 (契約管財課長) 1件目のA社には、まず人事担当者に私から連絡を入れています。私から社会保険労務士会からヒアリングに関するメールが届きますので対応をお願いしますと伝えています。そのあと社労士会さんに入っていただく流れで進めています。 (石川副会長) これは現地に行つてのヒアリングですか。 (契約管財課長) はい。 (石川副会長) 下から2行目の「改善着手の確認」とあり、着手をするところまでの確認ということで、その後、完全に終わったかどうかの確認はどのようにされるのでしょうか。 (契約管財課長) まずこの委託契約の履行期間が1月31日になっていますので、その期間までしか、社労士会さんに行っていただくことはできない状況です。そのため、改善方法は提案された場合については、そこに着手しているというところまで確認していただくことになっています。 (石川副会長) では、この回が進むにつれて、少しここは変わってくる可能性がありますか。 (契約管財課長) あります。我々も初めてやるものですから、今回はあくまで試行として手探りで行っています。どうやって進めたらいいのかということを社労士会さんと話しながら、これから作り上げていくところですので、今年度はまず
--	---

	試行としまして、必要なことが出てきましたら来年度の契約の中に盛り込みたいと考えています。 （石川副会長）分かりました。ありがとうございます。 （松尾会長）他の方、何かありますでしょうか。 （松尾会長）この事業者への調査結果の報告や改善方法の提案というのは、社労士さんから1月31日までの期間内に来るということですか。 （契約管財課長）社労士会さんとの契約が1月31日までとなっていますので、社労士会さんができるのはそこまでです。その後、実際に改善着手を行っているかという調査をするとしたら、区が直接行うということになります。あくまで社労士会さんは、この履行期間内しかできないので、それを超えると、今度は区のほうで直接行うことになると思います。 （松尾会長）分かりました。吉田委員、どうぞ。 （吉田委員）各区の聞き取り結果の資料を出していただきまして、1つ質問なのですが、今後、新宿区として連帯責任条項に対する方向性は決まっているのですか。 （契約管財課長）事務局です。新宿区として、連帯責任条項を取り入れるか、否かということですが、これについては今年の1月9日の答申において、まず議論を開始するということになっています。まず今年度は状況について、委員の皆様にご認識していただくというところです。今後、これを導入するか、否かについては、実際、他の公契約条例制定自治体でも導入しているところがまだ少数ですので、他の自治体の今後の動向もしっかりと見極めながら、審議会の委員の皆様に必要な情報を提供したいと考えております。 （吉田委員）ありがとうございました。 （八木委員）先ほどの連帯責任条項に関するアンケートの中で、1件下請けから申し出があり、最終的には適切に支払われたとありました。案件としては非常に少ないという印象がありますが、こういうのはセーフティネットなので、用意しておくのが大事だと思います。前向きに考えていかなければいけないと思いますので、課長とも一緒に意見をすり合わせて、是非ともやっていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。 （契約管財課長）事務局です。最後に報告しました労働環境モニタリングにおいて、来年度は工事も実施します。その中で当然、賃金台帳等もチェックしますので、その動向も見極めながらご議論いただきたいと思います。今年度は委託だけですが、その状況も審議会に情報提供しますので、ご審議いただきたいと思います。 （松尾会長）分かりました。はい、角谷委員。 （角谷委員）確認で質問をよろしいでしょうか。「1区で下請けから申し出があった」というのは、下請け事業者で、労働者本人の申告ではないということでしたが、事業者がどのような申告をしたのでしょうか。
--	--

	(契約管財課長) そこまでは聞き取りができていません。私どもも電話で聞き取りしている中で、事業者からこのような申し出があったという回答を聞き取りしたのが精一杯でした。 (角谷委員) 東京では、労働者による直接の申告の事例が1件もないというのが全国的な課題になっていますのでお伺いしました。 (松尾会長) それではこれで「労働環境モニタリングの実施状況について」との審議を終わりたいと思います。 「その他」ということで、委員のほうから議題として取り上げていただきたい事項はありますか。 (八木委員) 先ほど、モニタリングの話がありましたが、あくまでも取り組んできたアンケートに関して、意見交換を重ねて新しい案を作成するまで間に、まず着手としてモニタリングで委託契約をしている3事業者を選んで実施し、来年は工事契約でも実施するというお話だったと思います。アンケートの進捗状況はどうですか。 (契約管財課長) アンケートについては、昨年度まで実施していましたが、アンケートを工事と委託で内容を分けた方がいいというご意見がありました。来年度についてはモニタリングも実施しながらアンケートを再開したいと考えております。昨年度までにいただいたご意見も踏まえまして、まずアンケートの案をお示したいと考えています。 (八木委員) アンケートの案は第3回には出てきますか。 (契約管財課長) 第3回にお示しするのは厳しいと思っていまして、出来次第、委員の皆様以案としてメールでお送りいたします。 (八木委員) スケジュール的なこともあります。できればアンケートの案ができた時点で議論をしたいと考えています。年度が変わるのはよくないですが、年が変わってもよいので、議論をするために第4回の審議会を行うのもありだと思います。期待をして待っていますので、よろしくお願いいたします。 (契約管財課長) 事務局です。この間、モニタリングにかかりきりで、なかなかアンケートに手を付けることができませんでした。大変申し訳なく思っています。ただ、昨年度までのアンケートにつきまして、委員の皆様からいろいろご意見いただきましたので、それを踏まえて、事務局の案をなるべく早く作り、委員の皆様にもメールの配信をしたいと思います。情報提供してご意見をいただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。 (角谷委員) 私もアンケートのところで意見があります。今年度、1年かけて議論というお話をいただきました。事務局の皆さんには、労働環境モニタリングでお時間お手間をかけていただいて、大変ありがとうございます。アンケートを改善するにあたり、私も他区の状況を調べていますが、近年、自治体がアンケートに乗り出し、そこから情報収集や改善策を検討することが活発になってきています。昨年度、足立区が大規模なアンケートを実施し、今年度は12月に世田谷区
--	--

	が大々的に実施予定です。また、日野市の審議会を傍聴した時に、アンケートの目的を単純な情報収集だけではなく、労働者に条例そのものをきちんと周知するという目的を掲げていました。労働者がアンケートを回答するにあたり、条例を知っているか質問し、知らないのであれば、公契約条例を説明しているホームページにリンクで飛ぶことができるようにしています。また、職種による労働報酬下限額が分からない場合も下限額が記載されているページに飛ぶことができます。アンケートによって、労働報酬下限額と条例そのものを知っていただくというのは、労働者にとって非常に良いと思っています。世田谷区も日野市も QR コードを読み取って、そこから入力するようしており、紙媒体と違って集計作業が不要となるため、課の皆さんのお手間を軽減できることから良い参考になるかと思っています。アンケートの設問項目と実施方法についても、審議会と一緒に意見交換をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 （契約管財課長）事務局です。今、角谷委員から非常に貴重なご意見をいただきました。他区、または他の市のアンケートの実態も、私どももしっかりと検討しながら、いいところを取り入れて案を作成します。よろしくお願いいたします。 （松尾会長）では、よろしいですか。 （角谷委員）職種別の議論はなしでよいでしょうか。 （契約管財課長）では、職種別については事務局からお答えします。資料5のA4横使いの青と白の2色刷りのものをご覧ください。この表の備考欄に、職種別を設定している場合はその職種と、それぞれの令和6年度の労働報酬下限額を記載しています。1番上の千代田区を見ていただきますと、警備員が1,463円、清掃員1,205円となっています。今回、事務局の提案額である1,445円と令和6年度の千代田区の職種別となる清掃員を比較しますと、新宿区の令和7年度の労働報酬下限額のほうが高いという状況になっています。港区は要綱に基づいておりますが、保育士については1,340円、看護師、保健師、栄養士が1,510円というところで、保育士の令和6年度労働報酬下限額については、新宿区の令和7年度の労働報酬下限額1,445円という事務局提案額よりも低いという状況になっています。 裏面をお願いいたします。足立区における職種別は、保育士について設定しています。令和6年度の保育士が1,319円ということで、今回、事務局からお示した令和7年度の労働報酬下限額1,445円と比較すると、それより低い金額になっているというのが実情です。1月9日の答申で、新宿区の地域性に則した職種別の下限について、どのような職種に設定すべきかというところの議論を開始するとしていますので、今後もこのように情報提供をしながら議論を重ねたいと考えています。 （松尾会長）分かりました。 （八木委員）先ほど、電気工事だけ落札率がとても低いというのがありました。電気工事に特化する方策というのはどうかと思いますが、1件ずつ案件を細かく
--	---

	分析していかないと分からないところもありますよね。また、区内の保育士が足りないで困っているとか、この間、トラブルがありました。学童クラブの配置が難しいとか、政策的にどこかで判断して取り組んでいかないと始まらないと思います。職種別の設定も含めて、お互いに意見を交換できたらいいと思っています。 （松尾会長）事務局、どうぞ。 （契約管財課長）今、八木委員からもありましたが、新宿区としてどの職種に設定するのがいいのか、しっかり議論したいと思っています。先ほどの表でご覧いただいたように、他区の職種別の金額について言及するつもりはありませんが、事務局が提案した令和7年度の労働報酬下限額1,445円について、今年度ベースとなりますが、他区の職種別で設定している金額より高い部分があるということとはご理解いただきたいと思っています。 （松尾会長）よろしいですか。他に何か議題として取り上げていただきたいものはありますか。なければ、本日の議事はこれで終了しますが、よろしいですか。では、終了いたします。それでは、事務局から連絡事項があるということなのでお願いいたします。 （契約管財課長）事務局です。本日は大変ご熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。次回は本日の諮問に基づいて、答申内容を決めさせていただきたいと考えています。本日いただきましたご意見に基づいて、工事関係で資料を2種類用意しますので、またご審議いただく予定です。日時は12月11日の午後2時から、場所は本日と同じこの部屋を予定していますので、よろしくお願いいたします。開催通知は別途送付いたします。また、委員の皆様におかれましては、本日のご発言の他にご意見がある場合は恐縮ですが、11月27日の水曜日までに事務局宛てメール、またはファックスでお申し出いただきますようによりしくお願い申し上げます。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。以上でございます。 （松尾会長）それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これで審議会を閉会ということにいたします。どうも皆様、ご苦労様でした。 （一同）ありがとうございました。
その他	特になし